

# 兵庫県公報

平成30年4月27日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	2

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第38号）  
建設型仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第39号）
  - 1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層 耐火住宅	柏原南多田住宅	丹波市柏原町柏原	78 戸
	豊岡一本松住宅	豊岡市庄境	42 戸

- 2 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。  
普通中層耐火住宅 3 団地 60 戸  
普通簡易耐火住宅 1 団地 4 戸

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第38号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「5,516,000円」を「5,610,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,130円」を「1,140円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	円	円	円	円	円	
夏 季	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	53,200円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬 季	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	81,200円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,200円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,000	円 8,100	円 12,200	円 14,800	円 18,700	18,700円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬 季	円 9,800	円 12,800	円 18,100	円 21,500	円 27,100	27,100円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項2中「574,000円」を「584,000円」に改め、同表埋葬の項3中「210,200円」を「211,300円」に、「168,100円」を「168,900円」に改め、同表障害物の除去の項2中「135,100円」を「135,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、平成30年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第39号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

178	27	柏原南多田住宅	丹波市柏原町柏原	9階建	9	0.4793	39,800
					18	0.6360	54,700
					18	0.6595	54,700
					18	0.7576	65,200
					15	0.8665	74,500
179	28	豊岡一本松住宅	豊岡市庄境	6階建	6	0.5458	51,600
					18	0.7250	71,100
					6	0.7538	71,100
					6	0.8637	84,500
					6	0.9878	96,700

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款3の項を次のように改める。

3	削除
---	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款7の項を次のように改める。

7	削除
---	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款14の項中

「

20	0.7056	60,800
40	0.7614	61,300

」

を

「

40	0.7614	61,300
----	--------	--------

」

に改め、同部普通簡易耐火住宅の款8の項を次のように改める。

8	削除
---	----

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。